常任委員会における審査内容の報告

委員会名

総務常任委員会



議案名

議案第50号 令和2年度宜野湾市一般会計補正予算(第6号)

議案等の主な内容

生活保護事業、新生児子育で応援給付金事業、公立学校情報機器整備事業等により 20 億 2,951 万 3,000 円を追加補正したい。

審査内容(質疑応答、議員間討議)

本件における主な質疑内容として、公立学校情報機器整備事業における端末等の機器運用をサポートする体制について質疑がなされ、それに対し、GIGAスクール構想を実現するための技術的な支援として、端末の使用マニュアルの作成、研修会のサポートなどの初期対応や導入支援をGIGAスクールサポーターに委託し、今後、教育現場におけるICT機器運用への支援については既に配置されているICT支援員が保守業者とともに行うことになるが、現在の人員では不足が懸念されるため今後検討してまいりたいとの説明がございました。

また、宜野湾海浜公園等指定管理者支援事業について、提出された資料によると海浜公園の施設等利用料収益は、コロナ禍の影響により、前年度と比較して大幅な減収となっているが、これにより指定管理者が施設を維持していくことが難しくなった場合の市の対応について質疑がなされ、これに対し、今回の指定管理者への支援金50万円については、損失補償が目的ではなく、指定管理者に対する支援金であるとの説明があり、市が指定管理者に支払っている指定管理料には人件費及び光熱水費をはじめとする施設を維持するための費用も含まれていることから施設を維持していくことは可能と考えるとの答弁がなされております。

表決

全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

常任委員会における審査内容の報告

委員会名

総務常任委員会



議案名

議案第3号 令和2年度宜野湾市一般会計補正予算(第11号)

意見書第24号 米軍普天間飛行場周辺における住宅防音工事の築年数条件拡充に関する意見書

議案等の主な内容

基地返還跡地転用推進事業、生活保護事業及び要保護及び準要保護学用品費援助事業等により 27 億 7,887 万円を減額補正したい。(議案第3号)

米軍普天間飛行場周辺における住宅防音工事の対象となる築年数条件の拡充を求める意見書を、防衛大臣、沖縄基地負担軽減担当大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長あてに提出したい。(意見書第24号)

審査内容(質疑応答、議員間討議)

議案第3号における主な質疑内容として、要保護及び準要保護学用品費援助事業における 3,815万3,000円の減について質疑がなされ、それに対し、新型コロナウイルス感染症の影響で 予定していた中学2年生の修学旅行が中止となったことによる補正減が主なものであり、次年 度は今回行けなかった学年と従来から予定していた学年の2学年での修学旅行を予定している との説明がございました。

また、普天間飛行場周辺放送受信障害対策事業における申告件数や申告が多かった地域について質疑がなされ、それに対し、令和3年3月1日時点で469件の申告があり、申告は市内全域からあったが、特に滑走路の延長上にある野嵩や嘉数地域からの申告が多かったとの答弁がございました。

なお、総務常任委員会における普天間飛行場に関する活動として、意見書第 24 号「米軍普天間飛行場周辺における住宅防音工事の築年数条件拡充に関する意見書」(別紙資料参照)を令和 3 年 3 月 26 日の本会議に提出し、同日可決されております。これは、普天間飛行場周辺における防音工事が 1983 年 9 月 10 日までに建設された住宅のみを対象としていることは著しく公平性を欠くものであることから、それ以後に建設された住宅についても防音工事の対象とするよう求める内容となっております。

表 決

議案第3号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、意見書第24号「米軍普天間飛行場周辺における住宅防音工事の築年数条件拡充に関する意見書」についても、令和3年3月26日、沖縄防衛局長へ直接要請行動を行っております。 (別紙写真参照)

意見書第24号についての総務常任委員会の要請行動

令和3年3月26日沖縄防衛局長へ要請





米軍普天間飛行場周辺における住宅防音工事の築年数条件拡充に関する意見書

本市には街のど真ん中に米軍普天間飛行場が存在し、同飛行場を離発着する航空機等の激しい騒音により、市民生活に大きな支障を来している。

このような中、国は同飛行場周辺の地域住民に対する騒音被害の緩和措置として、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、75W値以上の住宅防音対象区域における住宅防音工事助成を実施している。

しかしながら、住宅防音対象区域において補助対象として指定されているのは、1983年(昭和58年)9月10日までに建築された住宅のみとなっており、その後に建築された住宅は補助対象外となっている。同じ住宅防音対象区域にあって、同じように米軍機の騒音に苦しめられているにもかかわらず築年数の差で補助が受けられない現状は、著しく公平性を欠くものであると考える。

住宅防音工事の対象拡充についてはこれまでにも例があり、米軍岩国航空基 地では空母艦載機の移駐による騒音が増加したことによる地域特性を踏まえて、 工事対象となる住宅の築年数の条件が緩和されている。

普天間飛行場周辺においては、同飛行場所属機の夜間訓練及び外来機飛来による騒音被害が常態化しており、このような地域特性を鑑みれば、同飛行場周辺における住宅防音工事の対象となる築年数の条件拡充があってしかるべきと考える。

よって本市議会は、安心・安全な市民生活を守る立場から、下記の事項を強く要請する。

記

一 住宅防音工事の対象となる住宅について、1983 年(昭和 58 年) 9月 10 日 より後に建築された住宅も対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年3月26日

沖縄県宜野湾市議会

【宛先】防衛大臣、沖縄基地負担軽減担当大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、 沖縄防衛局長

常任委員会における審査内容の報告

委員会名

総務常任委員会



議 案 名

議案第24号 宜野湾市男女共同参画推進条例の制定について

議案等の主な内容

宜野湾市の男女共同参画に関する基本理念及び施策の基本的事項を定めるとともに市及び市 民等の責務を明らかにし、男女共同参画社会を実現するため条例を制定したい。

審査内容 (質疑応答、議員間討議)

議案第24号における主な質疑内容として、パブリックコメントの意見を受けての宜野湾市男女共同参画会議における審議内容について質疑がなされ、それに対し、市民からは条例名、多様性、ヘイトスピーチに関する意見が多く寄せられ、同会議においてもこれに関する議論が多く上がった。それを踏まえ、より市民に分かりやすく、男女共同参画の推進を図れるよう議論を重ねた上で今回の条例案の提出に至ったとの説明がございました。

また、前回提案の条例案と比較して性的指向及び性自認という文言が削除されていることについて質疑がなされ、これに対し、条例中に性別等という文言を記載しており、これは全ての人が対象であることを示すものであるとの説明がなされております。さらに、市民全ての人が個人として尊重される内容になっているかについて質疑がなされ、これに対し、条例の趣旨は条例前文に記載しており、また、条例中第5条から第9条にかけて市、市民及び関係機関等の責務が規定されている。制定後は条例内容の周知を行った上、男女共同参画を推進していただけるよう取り組んでまいりたいとの答弁がなされております。

さらに委員からは、前回提案された条例と比較すると表題の「平等」等の文言が削除されていることについて指摘がなされ、要人の女性蔑視発言や我が国のジェンダーギャップ指数が 153 か国中 121 位と極めて低い状況にあることを考えると、男女平等の理念を推進するためにも条例の表題等に「平等」の文言を記載すべきではないかとの意見がございました。

表決

全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。